

親睦会助成に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、「雪嶺会会則」第25条に基づき、「雪嶺会会則」第2章第3条第1項第2号に定める「会員の諸活動に対する支援」の一環として、同窓生の文化的・社会的向上あるいは親睦交流となる各種の会合やイベント（以下、「親睦会等」という。）に対する助成に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象となる親睦会等は、次の(1)および(2)を満たし、かつ(3)から(6)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 正会員または特別会員が主催し、主に正会員が参加する親睦会等
- (2) 正会員が20名以上参加する親睦会等
- (3) クラブやゼミ等で開催する場合は、OB会設立時、5年以上の周年開催、顧問や教員の退職時、あるいは偉業達成記念の親睦会等
- (4) 学科の卒期あるいは複数学科の卒期で開催する場合は、初回または10年以上の周年開催の親睦会等
- (5) 学科全体で開催する場合は、学科廃止、学科教員の偉業達成や退職時の親睦会等
- (6) 北海道科学大学大学祭での地域特産物出店等
- (7) その他、雪嶺会に深く貢献された方を祝う親睦会等、あるいは母校の興隆進展に深く寄与する親睦会等

(助成額)

第3条 親睦会への助成額は次の通りとする。

- (1) 正会員および特別会員の参加者1名につき2,000円の助成とする。但し、助成限度は100,000円とする
- (2) 学科同窓生全体で開催する親睦会等の場合は、学科支部と協議の上、その内容に応じて「特別助成に関する要領」に基づき助成額を別途決める
- (3) 地域全体で開催する親睦会等の場合は、地域支部と協議の上、その内容に応じて「特別助成に関する要領」に基づき助成額を別途決める
- (4) 大学祭出店助成については、「大学祭(稲峰祭)出店に関する要領」を別に定める

(申請)

第4条 助成を受けたい親睦会等の主催者は、所定様式の書類（親睦会助成、特別助成または大学祭出店助成）に参加者名簿を添えて雪嶺会事務局へ申請する。申請時期は開催日の前後2ヶ月間とする。なお、雪嶺会会計の承認を得ることにより事前に助成金を受け取ることができる。

(報告)

第5条 助成を受けた親睦会等の主催者は、親睦会等の概要および写真数枚を事務局へ提出しなければならない。なお、提出された概要および写真数枚は同窓会Webページに記載される。

(その他)

第6条 親睦会等の開催案内は、雪嶺会Webページで広告できる。また、親睦会等の開催案内文書を雪嶺会会報送付時に同封することもできる。

第7条 親睦会等の主催者は、親睦会等の案内状送付に用いる目的で該当する同窓生の住所タックシールを利用できる。また、所定の書類（同窓生諸情報使用申請書）を提出することにより該当する同窓生の住所データを電子ファイルで受け取ることができる。

第8条 地域支部および学科支部が主催する親睦会等への役員あるいは教職員の派遣は、この助成内規とは別に定める（支部派遣に関わる取扱要領）

第9条 この内規の改廃は、常任幹事会の議を経て決定する。

附則

1. 本内規は、平成7年4月1日から施行する。
1. 本内規の改正は、平成10年4月1日から施行する。
1. 本内規の改正は、平成14年12月1日から施行する。
1. 本内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。（同窓会名変更伴う改正および大学祭出店に関わる事項の追加に伴う改正）
1. 本内規の改正は、2019年4月1日から施行する。（本内規の名称変更、目的の表現訂正および「特別助成に関する要領」と「大学祭（稲峰祭）出店に関する要領」の明記に伴う改正）